

参議院社会労働委員会會議録第七号

昭和三十三年三月五日(火曜日)

午前十時二十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 加瀬 完君
理事 高野 一夫君
阿具根 登君

委員 加藤 武徳君
紅露 みつ君
竹中 恒夫君
徳永 正利君
丸茂 重貞君
杉山善太郎君
藤原 道子君
小平 芳平君
林 塩君
村尾 重雄君

国務大臣

厚生大臣 西村 英一君
政府委員 厚生政務次官 渡海元三郎君
厚生大臣官房長 熊崎 正夫君
厚生省医務局長 尾崎 嘉薦君

厚生省医務局長 尾崎 嘉薦君
厚生省児童局長 黒木 利克君
厚生省看護局長 山本浅太郎君

事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員 船後 正道君

説明員

大蔵省主計 局主計官 船後 正道君

労働省労働基 準局監督課長 小鴨 光男君

本日の会議に付した案件

○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○社会保障制度に関する調査(戦後者慰霊祭に関する件)(児童福祉に関する件)

○委員長(加瀬完君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案及び医療金融公庫法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、当局より提案理由の説明を願います。

○国務大臣(西村英一君) ただいま議題となりました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

母子福祉資金貸付制度は、わが国の母子福祉対策の一環として、母子家庭の経済的自立の助成を目的とし、昭和二十八年に発足したものであります。母子家庭に対し、事業開始資金や修学資金を貸し付けるとともに、母子福祉団体に対して事業開始資金を貸し付ける等、母子家庭の福祉の増進に寄与してきたのであります。

しかしながら、貸付資金の内容、貸付額、償還方法等につきましても、なお改善を要する点があると認められますので、本法案を提出した次第であります。

すなわち、今回の改正の第一点は、新たに転宅資金を貸し付けることとしたこととあります。この資金は、母子寮等から自立して住居を移す際に必要な敷金等の一時金に充てるために貸し付けるもので、母子家庭の住宅問題の解決をはかるうとするものであります。貸付限度額は一万二千元、償還期限は三年とするものであります。

改正の第二点は、個人に対する事業開始資金の貸付限度額を十万元から二十万に引き上げ、高校生についての修学資金の貸付限度額を月額千円から月額千五百円に引き上げることとあります。

改正の第三点は、修学資金のうち、厚生大臣の定めるものについて、貸付利子を無利子とし、また、修学資金の償還をすべき者が、まだ修業資金の貸し付けを受けて修業中の場合は、その期間、修学資金の償還を猶予することとあります。

改正の第四点は、都道府県及び指定都市が利子等の収入をこの貸し付けに要する事務に要する費用に充当することとできる範囲を、従来の三分の一から二分の一に拡大することとあります。

以上がこの法律案の提案理由であります。以上が、何とぞ慎重に御審議の上、す

みやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました医療金融公庫法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

医療金融公庫は、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な長期、かつ、低利の資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として、昭和三十五年七月に設立されたのであります。

設立以来、公庫におきましては、逐次、貸付原資の増額をはかるとともに、貸付限度額の引き上げ、貸付利率の引き下げ等、その貸付条件を漸次改善緩和し、医療の適正な普及向上に寄与して参りました。

しかし、私立の病院、診療所等の適正な整備及び機能の向上をはかるためには、公庫の資金量を一段と増加するとともに、さらにその貸付条件の改善をはかる必要があり、政府は、昭和三十八年度におきましては、公庫の貸付原資として百十億円を予定し、これに要する資金として、資金運用部資金の借入金七十二億円及び貸付回収金十二億円のほか、一般会計から二十六億円を出資することといたしております。

このため、公庫の資本金五十五億円を、二十六億円増加して、八十一億円とする必要があり、

以上がこの法律案の提案理由であります。

以上が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願い申し上げます。

○委員長(加瀬完君) 右法案に対する質疑は次回以降にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

○委員長(加瀬完君) 次に、社会保障制度に関する調査を議題といたします。次御発言を願います。

○徳永正利君 大臣は、まだ予算委員会が始まって二十分くらい時間があるというふうに向つたのですが、大臣お急ぎのようですから、私は、大臣にごく一点だけ伺つて、あとは政務次官にお伺いしたいと思ひます。

今度の予算で、追悼式の式典に関する予算が計上されて審議されているようでございますが、私、今度のいくさで亡くなった人、あるいは、また、工場で亡くなった方、そういうような方々に対する追悼の式典をあげられるのだらうと思ひますが、その式典の性格はどういうものなんですか、お伺いいたします。

○国務大臣(西村英一君) 今回の戦争によつて、非常にいろいろな犠牲者ができたわけでございますが、一般のこの戦争の批判は別といたしまして、国のために亡くなったというふうな方々、あるいは、また、戦争によ

る非運にあつて死なれた方々の追悼をやつたらどうかという意見がずいぶん従来からあつたわけでございます。で、本年度私たちは、そういうような目的で大蔵省との予算の折衝をいたしまして、ようやくその追悼式の費用に充当する若干の経費を見込むことができたのでございます。今、徳永さんからお尋ねの、この追悼式の性格は一体何だということでございます。まだ私たちが、大体この戦争の犠牲になつて倒れた人、あるいは、また、悲運な死に方をした方々、広く戦没者と申しますか、亡くなられた方々の追悼を、ひとつそれに対して弔意を表したいというようなことを考えておるわけでございます。

○徳永正利君 そこで、私は、その追悼式が国民にどういふふうな受け取られ方をされるかということが、また一つ問題があるだろうと思うのです。で、これは何と申ししても、日本がこんななつぱに発展して参りましたのも、いろいろな犠牲者がありますけれども、二百数十万の若い青年たちの命を積み重ねた上に日本のこの発展があるわけでございますから、これはもう思想とか主義とかは乗りこえた一つの私は平和への祈りでなければいかぬと思うのです。いろいろな道行きは、考え方としてはあると思ひますけれども、ひとしく再びそういうみじめないくさをやつちやいかぬという国民全部の決意と、それから豊かな、平和な、しあわせな暮らしのできるような一つの祈りの一瞬を持つということがこの慰霊祭の意義ではなからうかと思うわけでございます。そこで、当日は、全

国の国民が、道行く人も、工場でハンマーを握る人も、あるいは、たんぼでくわとる人も、家庭におる人も、全部がそういうような敬虔な祈りを捧げる一瞬を持たれるようなひとつ式典をあげていただきたいということを希望するわけでございますが、この点について大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(西村英一君) 先生のおっしゃるとおりでございます。この追悼式を特定な部分に限るとかいうようなことではなしに、やはり広い意味での追悼式にしたいと、かように考えておりますし、また、でき得るならば、国民のほんとうの真心をこめた弔意を表わしたいというために、国民の旗を掲げてその追悼の意を表わそう、さうな気持ちで、そこで皆様の弔意を表わしますとともに、われわれの平和への祈り、こういうものも十分含めまして、反省のこもつた国民的な追悼式にしたいということを考えておる次第でございます。実行に關しましては、諸先生方にいろいろ御相談をして、ほんとうに国民的な弔意の式としたいと、かように考えておる次第でございます。

○藤原道子君 大臣にちよつと一言。大臣がお急ぎのようでございますから、ごく簡単に御質問したいと思ひます。

今、非常に児童の保育ということが真剣に考えられておりますときに、厚生省の発表によると、児童の予算がふえたふえたと、こういうことを宣伝していらつしやいます。大臣は、児童の保育という点についてどういふふうにか考へていらつしやいますか。大臣の

児童に対する基本的なお考えをちよつと最初にお聞きしたい。

○国務大臣(西村英一君) 児童の保育と一言に申しまして、なかなか範圍が広いのでございまして、御承知のよう、今児童の手当というものはございせんし、児童の扶養手当というものはありせんし、ごく一部の児童の扶養手当しかありません。したがって、先生のお尋ねはどの点か知りませんが、児童手当というふうなものまでどうするかというところになれば、児童の保育というところは、これは人口の面からいきまして、人口の質的向上からいきまして、厚生省の最も力を入れなければならぬことでございます。しかし、その政策、方法は、格段な方法はあろうと思ひますが、私たちの最もこれは力を入れなければならぬ部分でございまして、児童手当の点につきましては、これはなお非常に研究しなければならぬと思つております。

○藤原道子君 私のお尋ねしたいのは、このごろ毎日の新聞を見て、痛ましい児童の事故死が相次いで報道されておる。毎日、新聞を見るのがこわいくらいな気持ちで私たちがこれを見ておるわけ。ところが、わが国における保育所が非常に足りない状態なんです。厚生省の調査によつても、百万以上の保育に欠ける子供がいる、こういうことがいわれておる。ところが、今年度の増設等を見ましても、ごくわずかなものしか増設されてない。あるいは、これに対する保育士の給料が非常に安過ぎる、過重労働である、こういうふうなことは、しばしば陳情で

大臣は耳にたがができるくらい聞いてらつしやる。この前の委員会でも藤田氏がお伺いしたときに、責任を持って公務員並みに引き上げる、そのためには一五%のベース・アップをする、こういうことを言つてらつしやるけれど、今度のベース・アップは公務員と同じように八%です。これではその較差はいつ埋める方針であるか。大事な子供の保育に必要な保育所が足りない、放置されておる。それから、保育に当たる保育士は、非常に低賃金で過重労働をしておる。これらに對して、その対策の見るべきものがないという点について、私は、大臣の児童に對するお考えに何か欠けるところがあるのじやないか、こういうふうにか考へるのであります。

○国務大臣(西村英一君) そういう保育所の問題の保育士のことでございしますが、保育所は百六十カ所、昨年より相当に個所もふやしておる。そして保育所の保育士の待遇につきましては、これは格段とよくなつておるはず。これは丙地をはずしまして乙地並みにしたということ、相当に多くの金を食つております。したがって、公費負担のベースを上げた上にさらに上げて、そうして、それも丙地が乙地に昇格したのだから、私、数字は間違つてゐるかもしれないが、保育所の保育士は二〇%以上上がつておる。一般おしなべて、この施設職員は八%でございますが、保育所の保育士は相当に上がつておるはず。丙地の方は、丙地がなくなつて乙地に全部上げた、その上また八%かぶつた。それで公務員の給与ベースの七・一%とは別に、これは低所得者の解消

で九・何%別になつておりますから、数字は後ほど政府委員から申しますが、保育士は相当に上がつておると思ひます。

○藤原道子君 詳しいことはあとで伺いますが、大臣もお忙しいようですから、あまり大臣に追及できないことが残念でございますが、厚生省の発表でも百万からものが足りないのです。保育施設が、それで百六十カ所ふやしたといわれるが、その線であつて、いつになつたら保育に欠ける子供が完全に保育される見通しでございますか。

○国務大臣(西村英一君) 先生の言われるように、毎日、新聞で非常な事故が起つております。これは都会地では、ことに交通事故につきましては、それを分析してみますと幼少と老齡で、非常に交通事故が多い。したがって、私は、これからも新産業都市等の都市づくりに厚生省も一言あらざるべからずでございます。まさに保育所が少くないのと、児童公園が非常にない。児童公園がないことが交通事故のものと、交通事故といへば、大部分子供が老人です。これは私は、交通事故と申しますと、厚生省は何も關係がないように思つておるが、あにはからんや、これは非常に關係があるのでございます。そういうところからこれを分析してみますと、今、先生の言われるとおり、都会地における保育所、これも足りません。したがって、子供が遊べる公園等がどういふもので、私たちはその方面にせつかく努力をいたしたい、かように今考へておる次第でございます。

ざいます。

なお、毎年行なう件につきましても、ぜひそうしたいと考えておりますが、成案があるかどうかという御質問に對しましては、政府といたしまして、今直ちに答弁はいたしかねるのでございますが、本年度の予算の編成過程におきましてこの予算をとりますのに、三十八年度がこういった特別な年であるからという意味で予算を編成したのでなく、こういった行事が必要であるということの御認識を賜わりますして予算にも計上していただきまして、ここに大蔵当局もお見えになっていただいておりますが、私は、大蔵当局もそういった意味で予算をつけていただいた、政府の意見も一致したのでございますから、私は、毎年その趣旨からも、来年度も引き続き行なっていくだけのもので、こういうふうにご覧しております。

○徳永正利君　ぜひそのようにありますものだと、これを強く希望を申し上げておきます。経費のこともございしますが、これは金がどうこうという問題じゃなくて、できれば大きな額で、そうして人もたくさん集まるし、地方にもそういうような行事をやれるような仕組みにしたいのだと思いますけれども、可能な範囲で、将来とも増額と同時に、これを毎年続けていっていただきたい。これは今日日本が平和憲法を制定しております、もう戦争はやらないということを声明しておりますが、これも一つの裏づけだろうと思えます。また、いろいろな方面からも、ぜひそういうふうな方向に持っていっていただきたいと思う次第でございます。

なお、最後に私一言希望を申し上げておきますが、まあ場所あるいは日にち等についてもいろいろ検討がなされるだろうと思いますが、かりに八月、夏の候といたしますと、暑い時期でもございしますし、まあどういふ場所がいいかというふうなこともおのずから限定されると思いますが、どうか外国等の例も、西ドイツなんか国会議事堂でやっているというのを先ほど援護局長が言っておりましたが、国会議事堂も私は一案だろうと思うんです。あるいは皇居前広場とか、いろいろな所があるかも知れませんが、どうか国民全部の式典ということも十分お考えいただいて、しかも、暑い時期、時候等も十分考えられまして、万遺憾のないように、厳肅に、しかも国民の一人一人に、これはもう当時の戦争というものを知っている人ばちろんのことでございます。また、知らない人、あるいは子供たちにも、もう平和という折りをほんとうに心からさげ得るような式典にしたいのだと思います。最後にお願いたしましたこと、私の質問を終わります。御意見があったらお述べ願いたいと思います。

○政府委員（渡海元三郎君）　日にちとともに、最も慎重に検討しなければならぬのは、ただいま御指摘になりました式典を行なう場所でございますが、この行事を行なうのにふさわしいような場所を、ぜひとも皆様方各方面の意見を聞きまして検討させていただきます。最善を期したい、かように御要望の線に沿うよう十分検討し、慎重に善処したい、かように存じておりますので、御了承賜わりたいと思っております。

○藤原道子君　保育所のことについて、きょうは真剣に御相談する気持ちで御質問したいのです。先ほど児童問題については、大きな関心を持って今後努力していくというお答えでございましたが、どうも納得のできない点があったので、どうも納得のできない点がたまたまあるのです。たいへん保育さんのベース・アップもなされたというけれども、それならば今保育さんの給与はどのくらいになっているか、私立と公立、これをお伺いしたいと思っております。

○政府委員（黒木利克君）　保育さんの給与の現状の御質問でございますが、今回の予算措置によりまして、昭和三十八年四月以降、保育所の公営の分の給与は一万五千六百九十九円となります。それから私営のもの、給与は一万四千五百三十三円となる見込みでございます。

○委員長（加瀬亮君）　ただいま政府委員並びに説明員の御出席の方は、渡海厚生政務次官、黒木児童局長、小嶋労働省労働基準局監督課長並びに大蔵省主計局の船後主計官でございます。

○藤原道子君　これは四月以降にこうなるはずでございますというの、なることですか、どうなんですか。

○政府委員（黒木利克君）　そのような予算措置が組んであるわけでございます。

○藤原道子君　そこで、お伺いしたいのでございますが、保育さんたちの御要望を聞きまして、非常に低賃金である上に過重労働だ、それで、今私どもの手元へいただいております平均から参りますと、今かりに今度のベース・アップで値上げになったとしても、どうも私の計算では、これまでにいかな

いように思うのでございますが、これは園長とか何とかの費用も入れてそうなるんでございしますか。保育の給与が幾ら、園長が幾らということではなく、突つ込みでやっておりますために、保育の給与は非常に低いというのが現状でございますが、それらに對しての指導、あるいはワケづけをしてそういうふうにおきめになったのかどうか、それを伺いたい。

○政府委員（黒木利克君）　ただいまの御説明は、数字の欄を間違えて失礼いたしました。訂正をさせていただきます。

昭和三十八年四月以降の保育さんの給与の実態推定値でございます。これは公営は変わりありません。一万五千六百九十九円でございますが、私営のものは一萬三千二百七十三円でございます。

そこで、実は保育の給与につきましては、特に問題になりましたのは、町村にある保育所の保育さんの給与は非常に低かったのでございます。これは甲地、乙地、丙地というように差別をいたしまして、本俸におきましても差別をいたしておいたのであります。が、たとえば丙地の保育さんは、乙地の保育さんに比べまして、本俸においても一五％も開きがあったのであります。そこで、今回の保育さんの処遇改善の重点は、この丙地の解消に置いたのでございまして、今回の予算措置で丙地の解消をすることができるとあります。そうしますと、一五％丙地の保育さんは上がるわけでありまして、それに公務員の例のベース・アップが、公務員の一般は七・一％でございますが、保育さんにつきましては

九・一％の予算措置を認められたのでございます。

さらに乙地、甲地の保育さんの給与は八％アップする予算措置が認められましたので、それで丙地の保育さんは、昭和三十八年四月以降は、この合計の三一・一になります。九・一と一五と、それと八とを合計した率の上昇を見ることが一応予算措置としては認められたのでございます。

○藤原道子君　それでは甲地の保育さんは幾ら上がるのですか、甲地は。

○政府委員（黒木利克君）　甲地は九・一％の十月以降のアップに、四月一日からはさらに八％上昇が認められるというところでございます。

○藤原道子君　それから、次にお伺いしたいのですが、これは保育が幾ら、園長が幾らというように指導しているのですか。

○政府委員（黒木利克君）　御指摘の点が、実は保育の給与の低い一つの原因となっております。すなわち、従来は保育単価制でございまして、子供一人当たり幾らというふうな、一種の請負的な方式をやっておったのであります。したがって、その給与の配分も、施設長が幾らととか、保育さんが幾らととかというふうな実は指導はしていなかったものであります。いろいろ実態調査をしてみますという、給与に当然充てるべきものを、児童の処遇費とか、あるいは事務費とか、あるいは園長さんの給与の増加分に充てておるといふような実態がわかってきて、これでは給与が低いといつて財務当局にお願いすることにも迫力を欠くというので、できるならば、今回は、これは格づけとは違いますが、

一応措置費を配分する積算の基礎といえますが、これをできるだけ保母さん側にもわかるように公表いたしまして、適正な措置費の配分ができるようにいたしたい、そういうことによりまして、今まで非常に低かった保母さんの給与も、ある施設におきましては、かなりの改善をみるのではなからうかというように、具体的な方法について、ただいま大蔵省と折衝中でございます。

○藤原道子君 私は、どぶり勘定式な今までのやり方には問題があった、そういう方向にいきたくもりですとおっしゃるけれども、そうするのがあたりまえで、それがなければ、将来保母さんを得ることが困難になってくる。今でも高校を卒業して二年でしよう。高校を卒業して二年、短大卒の一般、他の給与等と比べて、非常に低いところに持ってきて、それが他へまわっている。これではやり切れませんので、今御説明のございましたように、ぜひこれは、保母は幾ら、保母の給料はこうなんだというのを、はっきり明示して実行していただかなければ、これは大きな社会問題になるだろうと、こう考えますので、しかとそういう方向にお進みになっていただきたいというをお願いいたします。

さらに、保母さんの労働時間でございますが、これが非常に長いのでございます。きめでは、あれは拘束九時間ですか、ということになっていると思えます。ところが、九時間で済んでいゝる人は非常に少ない。しかも、九時間の間に休憩時間というものがほとんどとれていない。子供でありますから、

代替がございせんから、食事中といえども、保母は休まずにやっています。こういう実態がある。そこへ持って参りまして、ひどいところになると、十二時間ぐらいたっているところもある。朝早く連れて来て、夜おそく連れて帰る、こういう実態で、非常に過労になっております。これに対して、何かお考えになっておりますか。労働基準法は厳格であると思うのでございすが、保母の休憩時間をどう与えるか、こういう点について……

○政府委員(黒木利克君) 確かに御指摘のように、これは保育所のみならず、児童収容施設の職員につきましても、労働基準法との関係が問題になりました。たしか昭和三十六年でありましたが、先生の御指摘もありまして、昭和三十六年度の三月に、労働基準局長から、保育所につきましても、労働基準法の八条の十三号を適用するという通知を出していただいたのでございす。これによりまして適正な実施をいたしておるのでありますが、御指摘のように、いろいろの実態調査の結果では、勤務時間がこの拘束九時間を経過する実例でございす。たとえば東京都の社会福祉協議会の調査によりまして、保母さんは労働時間が九・四時間、それから神奈川の調査によりまして十一時間、それから調布学園の、これは個別的な調査でございすが、九・四時間だというように、これは平均でございすが、人によりましては十一時間にも十二時間にもなっているということも判明いたしておるのであります。しかし、中には二時、三時ごろに、いわゆる幼稚園化した保育所におきましては、午後しば

らくして幼稚園と同じように帰るといふような事例もたまにあるようでございす。しかし、いずれにしても、本来の保育所というのは、働く婦人の子弟のためのものでございすから、朝の七時から夕方の六時までになるというようなことは考えられることでございまして、交代制をとらざるを得ないわけでありす。そこで、いろいろ早出、早びけの方法とか交代制をとっておるわけでございますが、なかなか運用よろしきを得ませんで、御指摘のような欠陥があることは事実でございす。それに超勤の問題でございすが、超勤の命令を出しますという、これは当然給与を出さなくちゃならぬわけでございますから、いろいろ自発的に協力を頼むというような形態をとっているところも多いようでございすが、それにいたしまして、年間の予算が約二千万、約二十五時間分の超勤の予算措置しか講ぜられておりませんので、こういうことは今後改善をしたい。特に労働基準法との問題では、保母の定員の数の問題が実は大きな関連があるのであります。中央児童福祉審議会でも、この保母の定数の基準につきまして勧告を出しまして、増員を私のほうに指摘をしておるのであります。これは来年度の予算は、たゞいま御指摘ありました保母の給与があまりに低過ぎる、これでは十分な保母の確保もできない。特に若年労働力が足りないものですから、これは急がなければならぬというように、これは急がなければならぬと置きました結果、こういう超過勤務の予算措置とか、あるいは保母の人手をふやすとかいう問題は再来年に持ち越さざるを得

なかつたというように、まことに相済まなかつたわけでございす。が、先ほど申しましたような事態で、丙地の解消に全力を注いだというように、なことで御了承をいただければ幸いです。

○藤原道子君 私は、今の時代にたゞ働きをさせてはいけないと思うのでございす。基準法で守られているはずです。二千万という、一月に割ると幾らになりますか。一時間が十六円くらいにしかならない。今どき一時間十六円で働けといつて働く人があります。国柄が違ふといふけれども、アメリカあたりは一時間最低賃金がドル二十セントですね。ところが、日本は、あの過労な保母さんが一時間超勤をした十六円です。こんなばかんなことが厳格として行なわれているところ、私たちは、日本の政治は児童に冷たいと言わざるを得ないわけなんです。これらについて、また来年度に必ず改正できる見通しでございすか。代替要員は絶対に必要だと思ふのです。代替といふか、交代要員、交代要員を実施しているところの施設がどれだけあるかもあわせて伺いた

い。

○政府委員(黒木利克君) 労働基準法の問題は、確かに看護婦さんの問題以来、大きな問題になりました。社会福祉の分野におきましても、当然これは早急に解決をしなければならぬというので、御承知のように、昨年、例の産休代替要員の制度の予算措置が認められたのでございす。

そこで、問題は、今度は増員の関係であるというので、中央児童福祉審議会の答申を二年計画で実施をするとい

うようなことで予算要求をいたしましたわけでございます。しかし、給与の改善と増員の二本建てというのはなかなか実現ができませんで、今年はやむを得ず給与の改善のほうに重点を置いたわけでありすが、再来年は、こういうような基準法の違反のおそれもありまゝから、増員をしていただけるように、大いに努力をいたすつもりでございす。

○藤原道子君 私が今申し上げていることは、少しも無理な要求ではないと思うのです。ほんとうに気持ちよく働かなければ、すぐそれは子供の福祉に影響してくると思うのです。保母さんがどんどん過労で倒れる、そうすると、これにばかりがなから、またほかの保母さんに過重な労働がおおいから、さつていく、こういう点はぜひ御配慮になって、必ず来年度はこれを改正してもらわなければ困ると思うのです。さらに私が、あまりにも愛情がないといひましようか、物価がどんどん上がっているのです。にもかかわらず、間食代はやっぱり三円に据え置かれてゐる。今どき三円で何が買えますか。それから給食費は、児童の必要とする栄養の四、五%は保育所で補うということになっております。ところが、この給食費が幾らですか、十五円十二銭、二円上がったのです。昨年度は十三円十二銭、厚生省では十七円二十八銭要求なすつて、それで査定されたのが十五円十二銭、今十五円十二銭で、一週間食代の三円で児童の必要とするカロリーの四五%が補えるとお考えになっているか、これを伺いた

い。

ロリーは、三才児で三百十カロリーでございませう。したがって、カロリーの面から言えば、すれすれの線を保持しておると思うのでございませうが、実は、この間食の問題はいろいろ問題がございまして、いまだに解決をみていないわけでもございませう。つまり一般家庭におきましても間食の費用は要るわけでありまして、いわばこれは生活保護でも同じ問題があるのございませうが、プラス・アルファというような意味で財務当局から認められているわけでもございませう。したがって、当然これは最低限度のこういふようなカロリーを保持するために絶対に必要だというような意味で主張の必要なという性格のものでございませう。しかし、かつて御指摘がございまして、たうに、こういうような児童福祉施設の子供のからだは一般の子供と比べて悪いとか、あるいは保育所におきましてもそういうような傾向がございませうから、できるだけこういうような幼少の時代に蛋白質等を与えて、たくましくからだにすることがいろいろな意味におきまして必要だと思ひまして、実は間食費なり給食費につきましても増額の要求をしたのでございませうが、これも先ほど申しました、まず何よりも保母さんの解決が急務だということでも、思うほどの進展をみなかったわけでありませう。しかし、この間食の三円と申しますのも、この給食費の十五円十二銭にプラスしまして、いろいろ購入上の工夫とか、あるいは調理上の工夫をやつて、何とかしのぎをつけていくというふうなことで指導を實はしておるわけでもございまして、今後大いにこれを増額をしたいということに

は変わりはないわけでもございませうが、もう一つ問題は、実は、こういう費用が例の保育料にやはりね返つて参りまして、その辺にもいろいろまた問題がございませう。そういうような保育所からみましていろいろ複雑な問題がございませうので、また、これまでもいろいろな保育行政の進展を妨げておると思いますので、先ほど申しました審議会の中に、保育特別部会というものを作りました、こういう根本問題について、ひとつ学識経験者の意見を聞いて、合理的な解決をしたいということでも、せつかく今検討をいただいておる最中でございませう。

○藤原道子君 児童福祉法ができて何年たつたか、考えてもらいたい。したがって、今の御答弁は、黒木さんとしては、いふんつら回答だろつと思ひます。あなたにはほんとうのこととはわかつていらつしやるけれども、そう答弁せざるを得ない気持はわかるが、わかりますといふのは済まされないわけですね。お互いの家庭の子供のおやつを考えると、幾ら一回にかかっているか、ぜひ奥様にも聞いてもらいたい。これは家庭にいたつておやつ代はかかるのだから、これは補助の意味だとおつしやるけれども、とんでもないことだと思ふ。保育所へ現に子供は来ていて、児童時代の食糧からの栄養は、特別におとなよりも大事だと私は思ふ。保育所に来てゐるのに、家庭にいたつておやつは要るのだから、だから補助だと言つては逃げられない。私はこの問題であつたのですけれども、三円でございまして、今これだけで、大量に購入してこれだけしか買えない、大量に工夫して買つてです。それで、こ

れが三円だ。午前と午後と二回やるとすれば、一回にこれ二つですね。これであつた盛りの子供がおやつで満ち足りるでしょうか。こういうところに欲求不満が芽をえたくと思ふ。私は、保育所にいる子供たちこそ、社会の子供に比べて、あつたかくみてやらなければならぬのは、福祉国家をもつて主張しておられる日本の政治の常につきまといふべきではないか。財務当局は非常にきびしいけれども、きびしいだつて、財務当局の人だつて人の親だつてと思ふ。保育所にいる子供も、やがて日本を背つて立つことになると思ふときに、三円の間食費で押し切られておるといふ、その考え方に納得できない。物価が上がつているときに、十五円十二銭でどんなものを食わせられるか。しかも、栄養士のいる保育所がどれだけあるでしょうか。やはり栄養士もろくにありません。だからみんながこれのために頭を悩ます、こういうことを言つていらつしやる。私は、財務当局もおいていらつしやると思ふので、ちよつとお伺ひしたい。三円の間食代で、それで子供はいいといつて突き放されておられるのか。その根拠はどこから出ているのか。諸物価が上がつていゝるが、とりわけ食費が上がつていゝる。それで十五円十二銭で一食をやりくりできるはずがない。だけれども、これが厚生省の要求もあまりにさやかだと思ひけれども、それをさらに二円削減しなければならぬ根拠を私は財務当局のほうからお伺ひしたいのです。

○説明員(船後正道君) 保育所の給食費につきましましては、先ほど児童局長から御答弁ございましてとおり、三十七年度では、間食費の三円を合わせまして十六円十七銭、これを三十八年度は間食費を据え置まして十八円十二銭、かようにアップいたしましたわけでもございませう。保育所の内容の改善につきましましては、先ほどから局長のお話のとおり、施設の問題、保母さんの問題、あるいは給食費の問題、種々問題が多いわけでもございませう。国の財政の立場からいまして、あれもこれも、もつともな要求でございませうし、何とかしたいのでございませうし、何となくその辺は順を追つていたさなければならぬという問題もございませう。これは、まず現にいらつしやる保母さんの待遇の向上、それから老朽施設の改善、こういう方面からまず主力を注いで参つたのでございませうが、御指摘の間食費の点につきましても、今後とも十分われわれといたしましても認めまして努力いたして参りたい、かように考えます。

○藤原道子君 私は、今までがあまりに低過ぎた保母さんの給与をまず上げなければならぬから子供が犠牲になつたといふことは納得がいかない。子供はどんな成長しているのです。今こんなひどい待遇のもとにいる子供は、もうその子のきょうといふ日は再びこないといふ大事な幼児期なので、ですから、保母さんの待遇とからまさせてあげてやらなければならぬ。これは御答弁にならないと思ふ。国の財政とおつしやるけれども、私は、地主の補償なんというものは、今補償しなくても地主は飢えて死にやしない。あるいは未亡人に今度二十万円の債券が出されます。これもけつこうな

ことですが、今出さなくても、未亡人が一番困つたのは、終戦後の幼い子供をかかえておるときに困つた。今その子供たちが働き出している。なぜこんなものを下さるのでしょうか。質問をする未亡人もいます。それはもつたほうがいいにきまつておるけれども、それと子供の栄養、子供の成長というものを比べて、どちらが大事かということになれば、成長期にある子供の栄養の補給、これが最も大事だと思ふのでありますが、このわずかな金すら出す財政的余裕はなかつたのですか。やはり貧乏人の子供だからというふうな気持ちが動いておるのじゃないでしょうか。私たちが家庭で子供に与えている間食なんか見ていて、それでこの三円というのを見て、私は、ほんとうにはわかつたが煮えくり返るような感じがいたします。さつき大臣が、子供の事故死は、これは遊園地が足りないのだ。私質問しようと思つたら、先に大臣が言つた。遊園地が足りないのも厚生当局の責任じゃありませんか。児童福祉法ができて何年になりますか。この間これを放置しておつた。だから西欧諸国では、事故死が百人あれば、その中に子供が三人から六人だ。日本では六一年度には三六・七%の子供が死んでゐるじゃありませんか。幼い命が殺されてゐる。これは政治の責任じゃないとはいへないと思ひます。したがつて、私は、この子供の給食費、給食費、これはぜひ考えてもらいたい、何とかしてもらいたいと思ひます。が、いかがですか。

○政府委員(黒木利克君) せつかくの藤原先生の相談的に質問するという御好意に甘えて申し上げますが、間食費

の問題も、決して財政当局が不人情ではないのであります。特に私のほうの児童局の施設には、「情緒安定資材費」というような、子供たちに対して何らかの名目をつけて食費の改善をして上げたいというので、一日二十円の給食費の増額を認めていただいたのであります。ただ、残念ながらお詫びしなければならぬのは、乳幼児に対する栄養対策の強化、これは藤原先生の御持論であります母子栄養法の考え方でございしますが、母子あるいは乳幼児に對しまして、特に低所得者のそういう人たちに對して、脱脂粉乳なり、あるいはミルクを配給するという膨大な予算を要求いたしまして、最後まで実にはがねばつたのであります。したがって、その中でこういう問題は、単に保育所の児童だけの問題ではなくに、低所得者の栄養対策が重大だということから、これに主力を置いたわけでありま。財政当局も最後までつき合ってくれまして、最後のどたんばになりました。金額の相違で実は新規まき直しということであきらめましたような事情でございまして、全く児童局の見通しの間違いでこういう間食費に手を加え得なかつたということは申しわけないのでございしますが、もっと広くこの乳幼児の栄養対策として本格的に取組みたいという決心でございします。御了承を願います。

下ですが、五十八億か幾らかの要求を出されていた。せめてボーダー・ライン以下の乳幼児と妊産婦に脱脂粉乳なんかを支給しようという案を出された。これでもなきにまざると思つて、私は非常に期待をかけておりました。ところが、これが予算折衝でだめになつたというので、私も社会労働委員会としては、こういう点に非常に関心を払つてゐるわけでありすが、精薄にしても、あるいはおしとか盲目にしても、先天的に生まれ出る子供は母体にあるときが影響してゐる。そういう生まれ出た子供がどんな不幸なみじめな状態にあるか。それに国があれだけの予算を要求しても、これが実現できないう厚生当局も苦しんでゐると思ふ。放置されてゐる。外国の例に比べて、あまりにひどいと思ふのです。盲で生まれた子供、おしで生まれた子供、精薄で生まれた子供、生まれてから国費を使うよりも、胎内にいるときに栄養を補給して、生まれ出た子供は三才で人間形成が終わるというような大切な幼児期に、もっと私は国は考えていただきた。何か五十八億というと、べらぼうな予算と思ふかもしれせんが、国全体の予算から考えましたら、ほんとうにスズメの涙にも当たらない予算だ。ところが、これも全然ものにならなかつた。間食費が三円で、食べ盛りの子供がたつたこれだけのおやつしかもらえないのです。私は、これが日本の政治の姿かと思つて情なくあれもございまして、子供や貧乏人には圧力団体が無いのだ。圧力団体があるところでは要求が通る。圧力団体でない、もの言えない子供たちは犠牲になる。これは私はほんとうの政治じゃないと思つてございしますが、いかがでございしますか。

○説明員(船後正道君) たいへんむづかしい御質問でございまして、将来の日本を背負うものは子供でございします。その児童の福祉につきましても、私は、私どももいたしまして、できる限りの配慮をいたしたい、かような気持ちでおるわけにございします。ただ、これを予算に表現いたすとなりますれば、国の財政需要は無現といつていいほど出てくるわけにございまして、問題を社会保障関係費にとりましても、種々の御要求があるわけにございします。昨年の厚生御当局の予算要求の中に、今、先生御指摘の妊産婦、児童に對するミルクの供与というやうな問題もあつたわけにございしますけれども、その他の施策と種々バランスがございまして、この無償給食の問題は、実行の問題といつたしまして、かなり検討しなければならぬ点もあるようございまして、将来の検討事項といたしまして、三十八年度予算では実現しなかつた、こういう実情でございします。御了承願います。

○藤原道子君 政務次官、どう思ひますか。

○政府委員(渡海元三郎君) 児童対策問題でございしますが、御指摘の点、確かにございと思ひます。私たちも、現在の人口構成から、急激に出生率の減少がございします。この少ない出生率でございしますから、これを健全に全部の方を養育していくことが、今後の政治にとりましても非常に重要じゃないかと、かように考えます。御指摘の点は十分心にためまして、今後とも努力いたしたいと思つておりますが、今回の予算においても、先ほど大臣が申し述べましたように、個々の点につきましては、今御指摘のやうな欠陥はございしますが、厚生省全般の予算が、国の予算の伸びに對しまして上回らしていただきたと同様に、厚生省全般の予算に對します伸びの比率に氏べまして、児童対策方面につきましては、私はたしか二七、八%まで伸びて、私たちが幾分なりとも意を用いて、私たちが幾分なりとも意を用いて、せめていただきたという点は御承賜を經營して参りました者の一人として、ただいま藤原先生の御質問を種々お聞きしておつたのでございしますが、非常に根本的な点につきまして検討しなければならぬ点があるのじやないかと私は思つております。と申しますのは、現在の日本の保育所が、都会における姿といふなかにある姿、また、保育所そのものの中に、ほんとうの意味の両親にかつて子供を保育するといふ、それも親たちがおられない長時間にわたつて保育するといふ、本来の意味の保育所といふものが、さういった意味の保育所、また、いかににおきた意味では、集団的に子供を預かるのだ。家庭よりも集団教育をやるのだというやうな意味の保育所と、二通りの姿があるのじやなからうか。これに對しまして、同じやうな体系のもとに現在財政措置が行なわれておる。そのあたりに、非常に内容的に異なつたものを一つに把握しておるといふやうな点に困難性が伴つてくるのじやなからうかと思つております。現在の国の補助の

あり方が、親にかつて守るという点で、保育所のあり方として、八割に近い低所得者に対する補助が出てまゐりますが、なかにございましては、むしろ町村自治の中に含まれるやうな保育形態があるのじやなからうかという点がございまして、それらの点がどういった問題の根本的な解決に幾らかでも支障を來たしておるのじやなからうか、自分が経験いたしました上からそのやうに感じております。児童福祉法が制定されましてから今日に至るまで、さういった問題を解決せず置いておつたから悪いのじやないかと藤原先生の御指摘でございしますが、私たちもさういふ國の制度のあり方につきましては、慎重に審議しなければならぬので、せつかく今、児童局長が申されましたとおり、中央児童福祉審議会でも、さういふ点も御検討を賜つておりますので、さういふ点の御検討を待ちまして、制度的にも、また、財政的な根本的な解決に向かつていかなければならぬと思つております。しかしながら、いつまでもほうつておくことはできませんので、私たちは、今御指摘のございしましたやうな点は、極力本年度におきましても、当然解決の道に歩んでいきたいと、かように考えております。ただ、それでは定員の増加は必ずやるかという御質問もございしますが、私たちの立場といたしまして、必ずやりますといふことをここで言明いたすことはやすいのでございしますが、それを言われない立場でございします。しかしながら、私が政務次官という立場においてお誓いできることは、現在、藤原委員の御指摘のやう

でも合理化したいというような趣旨で
 こういうことをやったわけでございま
 す。あくまでもこれは決裁基準という
 ふうに御了解願いたいと思います。な
 らば、東京地裁の御質問で、この場合、

たとえば四人世帯で二十五万円というような数字を申しましたが、実はC階層の所得状況のいろいろ調べをしてみますと、四人世帯で、これは夫婦と十五才未満の子供が二人という世帯でC階層が年二十五万六千六百七十七円、月の所得が一万八千五百五十六円になります。しかし、これは世帯主のみの給与所得でございます。大体保育にかけると子供は共かせぎの世帯が多いのでございまして、奥さんがかせぎますから、一・六倍くらいと所得を私どものほうは見えておるわけでございまして、いずれにいたしましても、この程度の所得であれば、保育の給与も非常に低いというし、あるいはいろいろ保育所の内容の改善も必要でありますから、ぜひともこの際御協力を願おうという趣旨で、こういうことをやむを得ず実はやったわけでございまして。ただ、財務当局のほうはリンク制と申しまして、むしろ藤原先生のおっしゃるようなことを実は従来から堅持されておられるのでございまして。つまり保育に必要な人件費なり、あるいは児童処遇費が上れば、それに応じて保育料というものを上げてしかるべきじゃないか、確かにこれにつきましては一理はあるわけでございまして。しかし、厚生省としては、できるだけリンク制を断ち切りたいというように、先ほど申しましたように、B階層をさらに無料にしたり、あるいはD1の階層を新しく設けましたり、あるいは限度額を四万円かかるものを二万円にした、こういうリンク制を打ち切るといふことに実は力を注いでおるわけでありまして、妥協の結果がこういうことになったというのでございまして。

たがいます。先ほど申しましたように、国が八割を負担をするというからには、いろいろその八割の負担の理由がなければならぬのでありますが、保育所の現状というものが、だんだん一部では幼稚園化しまして、これはいいとか悪いとかではないに、そういう必要がありまして、そういうような性格にだんだん変わりつつあります。それを改めないことには、八割の国庫負担となり、あるいはこの保育料を減免するとか、あるいは無料にするとかいうような名分がだんだん薄らぐものでございまして、そこで来年度は児童館といふような新しい予算措置を講じていただきます。こういう保育所が幼稚園化することを防ぎ、かたがた、本来幼稚園的な、集団教育的な、そういう子供のレクリエーションの場を拡張していこうというように、保育所がほんとうに保育に当たる、子供たちの親にかわつての保育を受ける本質をできるだけそこなわれないように、そして保育の資格を上げ、児童の処遇をよくしていくような、こういうような実は方針のもとに、今回こういうような児童館の措置もとつたのでございまして。このようにいろいろ試みておりますけれども、根本問題がやはりどうして解決をしなければ、こういう問題がすつきりした形にならぬものですか、先ほど次官のおっしゃったように、審議会でも慎重に検討してもらいまして、おそらく近く最終的な結論が出まして、これは特別部会でありまして、それを本会議にかけまして御答申を願うということで、明後年の予算要求には間に合うようにひとつ努力をいたしたいと考えておる次第でござい

ます。

○藤原道子君 私は、答申が出ると思いますから、今ここで押し問答したって仕方がないと思う。しかし、子供に対する政策は根本的に考えて、今後強力に進めていただきたいのです。強く要望いたします。

そこで、八割国が負担しているというのですが、今度どうも八割の算出がなかなか決つて、実質的な八割になつてない面がたふさんある。たとえて言へば保育所の新設です。厚生省は幾らの単価で一所所見ていらつしやるのか、あれは半分国が負担ですか、半分ですね、幾らの単価に見ているのですか。

○政府委員（黒木利克君） 建築費の単価は七十万円でございます。実際はもつとかかるのでありますが、とにかく保育所の数をふやしたいということ、むしろ厚生省から希望して、数をたくさんふやしたいために単価をさういふふうに下げているというふうな実情でございまして。

○委員長（加瀬亮君） 坪単価は。

○政府委員（黒木利克君） 五万円でございます。

○藤原道子君 この前は、坪単価で何カ所とされた、要求が多かつたから、それをさらにふやして、それを半分の負担が四分の一くらいしか負担してない例があつた、それではできませんよ。地方の負担がだんだん多くなつてしまふ。私は、この際、ほんとうに地方が要求しているならば、その要求に沿つて新設していくように財務当局も考えてもらいたいし、今物価が上がつて、坪五万円の単価で厚生省がお考えになつたような施設はできない。今度は改築

というのですか、その予算がないのですね。補修というか、ずいぶん老朽の施設がたふさんあると思う。こういうところで子供がもし間違いがあつたらたいへんだと思ひますから、これも財務当局にも十分御配慮を願いたいと思ひます。

そこで、もう時間がたいへんおそくなりまして、またあらためて答申案が出てからにしますが、私といたしまして、ただ一つ労働省にお伺ひしたい。今お聞きのとおり、労働基準法はあるけれども、保育士は一日十二時間もやっていると、食べながら子供にわあわあせつつかれてたいへんなんです。こういう状態ではないものかどうか。基準監督局はこういうことをどういふふうに監督しておいでになるか。私は、この前、看護婦さんが過重労働でいけないというので、ずいぶん質問しました。無人注射の危険なことは予算委員会指摘しております。ところが、これがなかなか手が回らなかつたといわれるかもしれないけれども、とうとう犠牲者を出した。無人注射のために空気が入つてしまつて、患者が注射しながら死んでおります。こういうことが行なわれているのですから、人手が足りないから仕方ないといふことで見のがすべき性質のものかどうか、基準監督局としてのお考えを伺ひたい。

○説明員（小嶋光男君） 藤原先生から、社会福祉施設関係につきまして、たびたび御指摘いただいておりますけれども、特に私のほうは、先ほどから児童局長からお話がございますように、三十六年から、この方面に

ついでに監督並びに指導を重点的に実施してございまして。で、先生今御指摘の労働時間、これにつきましては確かに悪うございまして。拘束九時間でございますが、九時間でおさまつてゐるのは、私どものほうの監督では五〇％に満たないと、こういうような状況でございまして。これらの一般の原因についていろいろ調査いたしましたのでございまして、先ほどから申し上げておりますいろいろのネックがございまして。したがって、政府部内のことでありますので、私どもは、これらの施設を監督、調査した結果を厚生省に御報告いたしまして、なるべく早く、特に時間外労働、この辺については是正の対策について御援助申し上げ、御協力していただくでございまして。先ほど交差要員の問題、あるいは早出、早びけの問題というふうなことで、漸進的ではございましてすけれども、決して私どものほうもこれを放置しておるわけではございません。今後十分監督御指導申し上げたいと思ひますけれども、その結果について十分厚生省と相談しまして、解決するよう今後とも努力したいと思つております。

○藤原道子君 そのお答えでは私は満足できないのですけれども、あなたの立場としてはこれ以上言えない点もあるうかと思ひますが、とにかく基準法の精神を生かして、こういうことのないように、間違ひが起きてから騒いでいるのが今の政治です。間違ひが起らないように、やはり休養を要する人の時間は、法律で定めた最低の問題だと思ひますので、休養ができるように、代替が確保できるようにひとつ配

慮を願いたいと思います。ところが、今度の予算書を見ますと、代替保母さんの数は減っているのです、去年よりも。これはどういふわけですか。もう見つかったのですか。

○政府委員(黒木利克君) これは実績によりましてこういうことになったのでありますが、そうして、また単価をふやしていただいたのでありますが、これは必要な要員であるならば、決してこの要員に欠けることがないような運営ができるという見通しでございます。

○藤原道子君 これはおかしいのです。この代替要員は、必要でないから置かないのではなくて、財政的な面から置けないのだらうと思う。代替要員が十分あるならば、こんな長時間勤務して、それで超過勤務が一時間たった十六円なんてことに甘んずるはずがない。施設のほうで財政的なものに縛られて、代替要員が置けない実情にある。そのしわ寄せが保母のほうにきている。にもかかわらず、今度は代替保母さんが減らされているんですね。こういう点は私は困ると思うんです。必要なところで置かないなら、なぜ置かないのかと指導するくらいでなければ厚生省の役は果たせないと思う。私は言いたいことがうんとあるんですけれども、きょうはこの程度にしておきましよう。私は、児童の問題については、大臣が言われました児童遊園地の問題、あるいは精神の問題、肢体不自由児の問題、ほんとうに問題だらけだと思ふ。けれども、きょうはこの程度にしておきまして、答申案が出てから、さらにお互いに検討していきたい。きょうは責めるのではなくて、こうしてほしいという私の悲願なんです。

ざいまずから、十分お考えいただきたい。特に財務当局にお願したい。これは子供の問題にもっとあたたい。親心がほしいのです。御自分の子供と比較して、やっぱり貧しい家庭の子供にしても、大事な国家、社会の子供でございますから、どうかこれに欠けるところのないように私はお願いしたい、こう考えます。

○委員長(加瀬完君) 時間がおそろくなりました。恐縮ですが、私も二点関連をいたしまして伺いたいのであります。一つは、予算的には措置がされまして、保母の身分は、私立は別といたしましても、地方公務員が大多数です。地方団体で確実に予算的に保母の給与を引き上げるような措置ができるかどうかという点には、私は若干まだ疑問があります。そこで、厚生省はどのように指導して保母の給与が国で考えた予算のとおり引き上げられるか、この措置をひとつ伺いたい点であります。

もう一つは、これは大蔵省に伺いたのであります。厚生関係、あるいは児童関係の予算が増額されたといいますが、たとえば藤原委員の指摘された間食費とか給食費は、金額が上がったからといって、内容が上がったという点にはならないと思ふ。物価、特に食糧費が値上がりしている。今におきましては、内容が上がったという点のためには、食糧費の値上りが分がさらに上をこして予算化されているかどうかという問題が残ると思ふ。で、間食費は据え置き、給食費は若干上げたといいますが、給食費は食糧費の値上りをもカバーするだけ上げられているかどうか、実質的に上

がつているかどうか、こういう点をどのように把握をされておられるか。これは主計官に伺います。

○政府委員(黒木利克君) 第一の問題につきましては、従来保育単価制度でございまして、はたしてこちらで十分相当分というふうな積算基礎の額が保母さんの給与の改善に充てられておるかどうかが、これを確かめる方法もなかったものであります。そこで、かんがみまして、現在財務当局と御相談しておりますのは、一種の件費につきましては、ひもつきのやり方をやってみたい。これによりまして先生の御指摘のような点を少しでも解決をしたいと考えております。

○説明員(船後正道君) 飲食物費全般の問題にもなるかと思うのでございしますが、御承知のとおり、厚生省関係では、病院の患者食糧費から収容施設の食糧費に至るまで、種々さまざま食糧費があるわけでございしますが、私どももいたしましては、これらを統一的に把握いたしまして、のみならず、文部省系統の病院の食糧費でございすとか、他の政府機関の食糧費を横に並びてみるわけでございしますが、今回の食糧費の改定も、従前の例によりまして、おおむね生活保護費における飲食物費のアップ率を計算いたしました。実際の種々の物価指数その他の率をこちらのほうにも借用しておるわけでございします。したがって、今回は、結論といたしましては、米価の改定分はそのまま積み上げていく。それから米以外の飲食物の材料費につきましては、最近の物価状況を勘案してアップ率を乗じました。そのアップ率は、御指摘の保育所、あるいは児童関係の施設

設につきましては、一四・八%という率になっておるわけでございします。このアップ率を乗じまして、それぞれ従来から主食、副食別にそれぞれ内訳がございしますので、合成いたしました結論を出しておる次第でございします。

○委員長(加瀬完君) 一四・八%ということになれば、間食費も一四・八%でないにしても、若干上げなければバランスがとれないね。間食費が昇率ゼロということとは、これはどういうことですか。

○説明員(船後正道君) こういう施設の飲食物費につきましては、基本となるカロリー、蛋白とかいうのがございまして、これに応ずる部分をそれぞれ分解いたしまして合成するわけでございしますが、間食物費は、その点、先ほど児童局長がおっしゃいましたように、若干プラス・アルファ的な要素になっておるわけでございします。私どもも、保育所では三円、他の施設では五円でございますが、これでもって十分過ぎるものだというようにも存じておりません。したがって、将来余裕ができれば、こういう面の内容改善という点にもやはり意を添えていかなければならないというふうに考えております。

○藤原道子君 そういうことになる。また言いたくなるけれども、余裕ができれば考えられなく、私は考えてもらわなければ困るということをやさきからお願している。

それから、もう一つです。このことについて陳情に行ったら、私じゃありません。議員以外の者が陳情に行ったら、そんなことは国会でやれと、国会では保育所のことやっちゃおら

ぬ、こういう暴言をあなたの大蔵省のほうの人が言っておる。そういうことはひどいと思う。私たちは保育所の問題を、またかと言わねるくらいやっているはずなんです。そういうことは国会でやれ、国会では何ら問題になっていない、こういうことを大蔵当局が言ったというんです。名前を言ってもいいんですよ、ここにある。私は名前がこれは遠慮して言わないです、親心です。こういうことだから厚生省関係は大蔵省では軽く見ておる。こういう点について、私は、余裕がきたらやるんじゃない、やらなくちゃならぬ問題だからやってくれと頼むんです。どうなんですか。

○説明員(船後正道君) どうも余裕云云は失言でございましたので、取り消しましては、全体の財源の状況というところから考えまして、来年度以降におきましては十分配慮して参りたいと思ふのでございします。

なお、財政当局といたしましては、私、先ほど申し上げましたとおり、社会保障費関係予算は、ここ数年、特に重点を置いておるわけでございまして、中でも、児童関係は、三十八年度予算でも、かなりの増額をいたしたつもりでございます。まだまだそれでも不十分だというおしきり、私も甘んじて受けねばならぬと思うのでございします。そういう気持ちで今後もやっていきたいと考えております。

○委員長(加瀬完君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会

三月一日日本委員会に左の案件を付託さ

第七部 社会労働委員会会議録第七号 昭和三十八年三月五日【参議院】

れた。

一、人命尊重に関する請願（第一〇四九号）（第一〇九一号）

一、医業類似行為の制度化に関する請願（第一〇五二号）（第一〇六八号）（第一一六六号）（第一一六七号）（第一一六八号）（第一一七三号）（第一二〇三三号）（第一二二六号）（第一二二七号）（第一二二八号）（第一二三九号）（第一二四〇号）（第一二四一号）（第一二四二号）（第一二四三号）（第一二四四号）

一、業務外せき損傷患者を援護に関する請願（第一〇六三三号）（第一一六九号）（第一一七〇号）（第一一七一号）（第一二二七号）

一、業務上の災害による外傷性せき損傷患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願（第一〇六四号）（第一一七二号）

一、原爆被害者救援に関する請願（第一〇六九号）（第一一三四号）（第一一五七号）（第一一五八号）（第一一五九号）（第一一六〇号）（第一一六一号）（第一一六二号）（第一一六三号）（第一一六四号）（第一一六五号）（第一一九五号）（第一一九六号）（第一二〇四号）（第一二二三号）（第一二二四号）（第一二二五号）（第一二二六号）（第一二二七号）

一、旧満洲国日系軍官及び生徒の遺家族援護に関する請願（第一〇九二号）

一、社会保険診療報酬の地域差撤廃等に関する請願（第一一五六号）

一、動員学徒犠牲者援護に関する請願（第一一九七号）

第一〇四九号 昭和三十八年二月十五日受理

人命尊重に関する請願
請願者 福島県喜多方市豊川町 洪井 黒河内重子外八千五百十名

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じである。

第一〇九一号 昭和三十八年二月十八日受理

人命尊重に関する請願
請願者 佐賀県唐津市城内西ノ一、三八二 鶴殿親子外一万二千六百十六名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じである。

第一〇五二号 昭和三十八年二月十五日受理

医業類似行為の制度化に関する請願（二通）
請願者 大阪市住吉区南加賀屋町四二八 高原保次外一名

紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一〇六八号 昭和三十八年二月十六日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 山形市香澄町大通り六二ノ二 斎藤利雄

紹介議員 北畠 教真君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一一六六号 昭和三十八年二月十九日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 広島県呉市伏原町四三 広中喜一郎

紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一一六七号 昭和三十八年二月十九日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 千葉県市川市高石神町 八三 柳義高

紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一一六八号 昭和三十八年二月十九日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 秋田県本庄市裏尾崎町 五八 佐藤安吉

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一一七三号 昭和三十八年二月十九日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 佐賀県松浦郡有田町 二、一二〇 松尾秀一

紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第二二〇三三号 昭和三十八年二月二十日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 山梨県都留市下谷三二 七 小沢直次郎外一名

紹介議員 安田 敏雄君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第二二二六号 昭和三十八年二月二十一日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 高知市八軒町二九 伴 幹

紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第二二二七号 昭和三十八年二月二十一日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 千葉県長生郡長柄町味庄一 関口直

第二二二八号 昭和三十八年二月二十一日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 山口県宇部市小串通 吾郷弥一郎

紹介議員 二本 謙吾君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第二二二九号 昭和三十八年二月二十一日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 奈良県生駒郡斑鳩町大字目安 富井光治

紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第二二四〇号 昭和三十八年二月二十一日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 長崎市岩川上の町一 森田源一

紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第二二四一号 昭和三十八年二月二十一日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 静岡市西草深町一二五 河本発象

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第二二四二号 昭和三十八年二月二十一日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 大阪市東成区大今里北之町一ノ二〇七 吉田 盛豊

紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第二二四三号 昭和三十八年二月二十一日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 奈良県生駒郡斑鳩町大字目安 富井光治

紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第二二四四号 昭和三十八年二月二十一日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 奈良県生駒郡斑鳩町大字目安 富井光治

紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第二二四四号 昭和三十八年二月十一日受理
医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 神戸市生田区下山手通 三ノ四一 上野貞子

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一〇六三三号 昭和三十八年二月十五日受理
業務外せき随損傷患者援護に関する請願
請願者 神奈川県川崎市木月住 吉町全国脊損患者療友 会関東支隊支部内 船 田中外百十名

紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一一六九号 昭和三十八年二月十日受理
業務外せき随損傷患者援護に関する請願
請願者 愛媛県川之江市金生町 春日東町 岩部茂外二 十名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一一七〇号 昭和三十八年二月十日受理
業務外せき随損傷患者援護に関する請願
請願者 宮城県仙台市台原東北 労災病院内 三浦金次 郎外三百八十六名

紹介議員 高橋進太郎君

請願者 愛媛県北宇和郡広見 町 中岡武男外二十一 名
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一一七一七号 昭和三十八年二月十九日受理
業務外せき随損傷患者援護に関する請願
請願者 愛媛県周桑郡小松町安 井 渡辺重吉外二十名

紹介議員 鈴木 市藏君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一二七一七号 昭和三十八年二月二十一日受理
業務外せき随損傷患者援護に関する請願
請願者 岩手県上閉伊郡宮守村 達曾部 鈴木喜悦外百 六十二名

紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一〇六四四号 昭和三十八年二月十五日受理
業務上の災害による外傷性せき随障害 患者の長期傷病給付及び休業補償費の 給付率の平均賃金全額支給等に関する 請願
請願者 宮城県仙台市台原東北 労災病院内 三浦金次 郎外三百八十六名

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第一一七二二号 昭和三十八年二月十九日受理
業務上の災害による外傷性せき随障害 患者の長期傷病給付及び休業補償費の 給付率の平均賃金全額支給等に関する 請願
請願者 愛媛県新居浜市角野町 西蓮寺 松浦日出男外 二十一名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第一〇六九号 昭和三十八年二月十六日受理
原爆被害者救援に関する請願(二通)
請願者 福島県郡山市鶴見坦二 八〇 宗像久嘉外一名

紹介議員 大河原一三君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一一三四四号 昭和三十八年二月十日受理
原爆被害者救援に関する請願
請願者 島根県松江市東忌部町 島根県原爆被害者の会 内 佐々木徳憲 佐野 廣君

紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一一五七号 昭和三十八年二月十九日受理
原爆被害者救援に関する請願
請願者 宮崎県西橋通六九 海

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一一五八号 昭和三十八年二月十九日受理
原爆被害者救援に関する請願
請願者 名古屋市中区矢田町三 ノ二三愛知県原水爆被 災者会内 西村津岐夫

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一一五九号 昭和三十八年二月十九日受理
原爆被害者救援に関する請願
請願者 長野市横沢町二七八 小田切盛男外一名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一一六〇号 昭和三十八年二月十九日受理
原爆被害者救援に関する請願
請願者 大分市唐人町 山田都 美子

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一一六一号 昭和三十八年二月十九日受理
原爆被害者救援に関する請願(二通)
請願者 静岡県清水市三保四 区 堀九市外六百三十 五名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

紹介議員 藤原 道子君
原爆被害者は、被爆後十七年を経過した今日もなお、その被害のために、原爆症による死亡者数が少しも減っていないばかりか、種々の疾患の治療をするのに、生命の危険に對する不安と経費負担の苦しさに日夜あえいでいる。また、昭和二十一年六月後の出生児の中にも、親の被爆の影響を受けていると思われる、白血球等が現われているから、このような原爆被害者及びその子供、遺族についての援護措置を完全にするために、(一)特別被爆者を身体障害者として取扱ひ、障害年金を支給すること、また、当事軍人、軍属、准軍人であつた者には、傷病恩給を支給し、税の軽減、各種保険料鉄道運賃の割引をすること、特に生活困窮の被爆者に特別生活援護手当を支給すること、(二)死没者に対し、弔慰金と遺族に年金を支給すること、支給額は軍人恩給並みにすること、(三)医療を無料にするための現行医療法の特別被爆者の取扱ひを拡大し、少なくとも原爆被害対策委員会の線量算出資料をとり入れること、(四)医療手当のわくを撤廃し増額すること、(五)被爆者の昭和二十一年六月後出生児に對しても、医療法の適用を受けることができるよう改正すること、(六)現行法律の実施に必要十分な措置をとること、そのために、(イ)事務費を増額すること、(ロ)一般検診精密検診の単価を引き上げること、(ハ)検診日に余裕をとること、(ニ)医療機関に對し医療法の徹底を期し指定医を増加すること、(ホ)政府及び政府に準ずる機関の病院を指定医にすること等を講ずること、(七)検診日及びびいかなる病氣もその治療期間中は

すべて準公傷扱いとし、どんな事業場も欠勤扱いとしないよう指導措置すること、(八)原爆後障害についての総合的研究機関を設置し、各都道府県に少なくとも専門的医療機関を設置すること等の実現を図りたいとの請願。

十分な措置をとること(事務費の増額など)、(六)原爆症についての総合的研究機関を設置すること、(七)医療法の内容に温泉療法をとりあげること等の実現を図りたいとの請願。

第一一六二号 昭和三十八年二月十九日受理
原爆被害者救援に関する請願(二通)
請願者 長野県松本市和泉町一ノ一、一〇三五 武田 留吉外一名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一一六三号 昭和三十八年二月十九日受理

原爆被害者救援に関する請願(十六通)
請願者 山口市大蔵大路 佐々木義夫外二百五十四名

紹介議員 二木 謙吾君
原爆被害者は、被爆後十七年を経過した今日もなお、その被害のため、原爆症による死亡者があつたを絶たず、死没者遺族、原爆孤老を含む生活困窮者はますます数を増し、就職、結婚等について、この不利な条件が存在しているから、このような原爆被害者についての援護措置を完全にするために、(一)生活困窮の被害者に特別生活援護手当を支給すること、(二)障害者に障害年金を支給すること、(三)死没者に対して弔慰金と遺族に年金を支給すること、(四)医療を無料にするために現行医療法の特別被爆者の取扱いを全被爆者に拡大し、医療手当のわくを撤廃し増額すること、(五)現行法律の実施に必要

第一一六四号 昭和三十八年二月十九日受理

原爆被害者救援に関する請願(八通)
請願者 広島県賀茂郡八本松町 原爆被害者会内 黒川 泰幸外七名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一一六五号 昭和三十八年二月十九日受理

原爆被害者救援に関する請願(二十五通)
請願者 長崎市西町一九三 山下松良外二十四名

紹介議員 藤野 繁雄君
原爆被害者に対する弔慰金と遺族援護を確立するため、原爆死没者遺族援護法を制定せられたい。また、原爆死没者遺族(内臓疾患を含む)に身体障害年金を支給せられたいとの請願。

第一一九五号 昭和三十八年二月二十日受理

原爆被害者救援に関する請願(七通)
請願者 静岡県浜松市広沢町二〇〇 北原隆外六名

紹介議員 太田 正孝君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一一九六号 昭和三十八年二月二十日受理
原爆被害者救援に関する請願(四通)
請願者 広島県賀茂郡西条町賀茂郡原爆被害者協議会内 松田亀夫外三名

紹介議員 藤田 進君
原爆被害者は、被爆後十八年を経過した今日もなお、その被害のために苦しんでいる。原爆症による死亡者もあつたをたえず、死没者遺族、原爆孤老をふくむ生活困窮者はますます数をまし、就職、結婚等についての不利な条件が存在しているから、このような原爆被害者についての援護措置を完全にするため、今国会において、(一)生活困窮の被害者に特別生活援護手当を支給すること、(二)原爆死没者に対して弔慰金と遺族に年金を支給すること、(三)原爆死没者に対する遺族に年金を支給すること、(四)特別被爆者の取扱いを全被爆者に拡大すること、(五)昭和二十年以後の被爆者の子どもを被爆者として認めること、(六)原爆症療養のための温泉療養を認めること、(七)原爆被害者に身体障害年金に鉄道料金の割引を実施すること、(八)原爆被爆老人に老人ホームを設置すること、(九)原爆症についての研究と根治療法を早期発見するため放射能医学研究機関を強化拡充すること、(十)現行法律の実施に必要な十分な措置を取ること(事務費の増額等)等の実現に必要なあらゆる措置を講ぜられたいとの請願。

第一二〇四号 昭和三十八年二月二十日受理

原爆被害者救援に関する請願(三通)
請願者 静岡県磐田郡竜洋町中島 大杉登外千二十五名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一一六一号と同じである。

第一二一〇号 昭和三十八年二月二十日受理

原爆被害者救援に関する請願
請願者 長崎市昭和町六七六 田川喜代松外二十三名

紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第一一六五号と同じである。

第一二二二号 昭和三十八年二月二十日受理

原爆被害者救援に関する請願
請願者 岩手県花巻市坂本町岩手県原爆被害者団体協議会内 角尾吉美

紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一二二二二号 昭和三十八年二月二十日受理

原爆被害者救援に関する請願(六通)
請願者 静岡県浜松市中田島町三、二一ノ九 川合 千子外六十四名

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第一一六一号と同じである。

第一二七二二号 昭和三十八年二月二十一日受理

原爆被害者救援に関する請願
請願者 宮崎県議会議員 清山 芳雄

請願者 静岡県袋井市永楽町七三ノ三 大場荘司外二百八十名

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第一一六一号と同じである。

第一二七三三号 昭和三十八年二月二十一日受理

原爆被害者救援に関する請願(八通)
請願者 静岡県浜松市東伊場町四、四〇二 西尾政雄 外八十二名

紹介議員 太田 正孝君
この請願の趣旨は、第一一六一号と同じである。

第一〇九二二号 昭和三十八年二月十八日受理

旧満州国日系軍官及び生徒の遺家族援護に関する請願
請願者 東京都杉並区井萩一ノ三七蘭星会内 山田鉄二郎

紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第一一五六号 昭和三十八年二月十九日受理

社会保険診療報酬の地域差撤廃等に関する請願
請願者 宮崎県議会議員 清山 芳雄

紹介議員 平島 敏夫君
宮崎県は国民健康保険法による被保険者数が減少しているにもかかわらず、受診率は逆に増加している状況であつて、また一方社会保険診療報酬にあつ

ては、ここ数年来乙地として都会地に
比し五パーセントから八パーセント低
い地域差をおしつけられたままである
から、本県社会医療行政の合理化のた
め、すみやかに地域差撤廃を図られる
とともに、これに伴い生ずる国民健康
保険の保険者の負担増加分について
は、全額国庫において負担する措置を
講ぜられるとともに、更に前進して、
国民健康保険強化のため社会保険の統
合一本化を図り抜本的対策を講ぜられ
たいとの請願。

第一一九七号 昭和三十八年二月二
十日受理

動員学徒犠牲者援護に関する請願（六
通）

請願者 広島県賀茂郡西条町議
会議長 金清守雄外五
名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じ
である。

昭和三十八年三月十一日印刷

昭和三十八年三月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局